

特別増加保険特約条項

(平成24年9月21日改正)

(この特約の概要)

この特約は、当会社の定める主たる保険契約または当会社の定める特約（これらの主たる保険契約または特約をそれぞれ以下「基本保険」といいます。）にそれぞれ付加される特殊な養老保険（以下「特別増加保険」といいます。）の取扱について定めたものです。なお、特別増加保険は、契約者配当金を一時払保険料とします。

第1条（特別増加保険の保険金の支払）

特別増加保険において支払う保険金はつぎのとあります。なお、受取人をそれぞれつぎに定める受取人以外の者に変更することはできません。

	保険金を支払う場合	支払額	受取人
満期保険金	基本保険の被保険者（以下「被保険者」といいます。）が保険期間の満了時に生存しているとき。ただし、高度障害保険金が支払われる場合を除きます。	保険金額	基本保険の満期保険金の受取人
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき。ただし、基本保険の死亡保険金が支払われる場合に限ります。	保険金額	基本保険の死亡保険金の受取人
高度障害保険金	被保険者が保険期間中に、基本保険の普通保険約款または特約条項に定める高度障害状態に該当したとき。ただし、基本保険の高度障害保険金が支払われる場合に限ります。	保険金額	基本保険の高度障害保険金の受取人

第2条（特約の締結ならびに特別増加保険の責任開始期および保険期間）

- この特約は、当会社の定める取扱にもとづき、基本保険に付加されます。この場合、当会社は、保険証券を交付しません。
- 特別増加保険の責任が開始される日は、第3条（特別増加保険の保険料）に定める充当がはじめて行われる日とします。
- 特別増加保険の保険期間は、第2項に定める日から基本保険の保険期間の満了日までとします。

第3条（特別増加保険の保険料）

- 当会社は、特別増加保険のために割り当てた契約者配当金を一時払保険料に充当し、特別増加保険を買い増します。
- 第1項の充当は、契約者配当金が割り当てられた事業年度のつぎの事業年度における基本保険の年単位の契約応当日に行います。

第4条（特別増加保険の失効）

基本保険が効力を失った場合には、特別増加保険も同時に将来に向かって効力を失います。

第5条（特別増加保険の復活）

基本保険が復活される場合には、当会社の定める取扱にもとづき、特別増加保険もあわせて復活の取扱をします。

第6条（特別増加保険の解約）

特別増加保険のみの解約は取り扱いません。

第7条（特別増加保険の返還金）

1. 特別増加保険の解約返還金は、当会社の定める方法により計算します。
2. 特別増加保険が第8条（特別増加保険の消滅とみなす場合）の規定により消滅した場合には、特別増加保険の解約返還金を保険契約者に支払います。ただし、基本保険において責任準備金を支払うときは、特別増加保険の責任準備金を基本保険の取扱に準じて支払います。
3. 基本保険の普通保険約款に定める保険料の自動貸付および契約者貸付の規定を適用する場合には、特別増加保険の解約返還金は、基本保険の解約返還金に加えません。

第8条（特別増加保険の消滅とみなす場合）

基本保険が解約その他の事由によって消滅した場合には、特別増加保険は消滅したものとみなします。

第9条（特別増加保険の保険金額の減額）

特別増加保険の保険金額のみの減額は取り扱いません。

第10条（特別増加保険の復旧）

1. 減額された基本保険が元の保険金額へ復旧される場合には、第12条（基本保険の内容変更に伴う特別増加保険の取扱）第1項の規定によって減額した特別増加保険の保険金額も同時に元の保険金額に復旧されるものとします。
2. 定期延長保険に変更された基本保険が元の保険契約へ復旧される場合には、第12条第2項の規定によって改められた特別増加保険の保険期間および保険金額も同時に元の保険期間および保険金額に復旧されるものとします。

第11条（特別増加保険の契約者配当金）

特別増加保険には契約者配当金はありません。

第12条（基本保険の内容変更に伴う特別増加保険の取扱）

1. 基本保険の保険金額が減額される場合には、その減額の割合に応じて特別増加保険の保険金額もあわせて減額されるものとします。この場合、減額分は、解約されたものとして取り扱います。
2. 基本保険が定期延長保険に変更される場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 変更後の定期延長保険を新たな基本保険とします。
 - (2) 第1条（特別増加保険の保険金の支払）の規定にかかわらず、特別増加保険の満期保険金は、定期延長保険に生存保険金があるときはその受取人に、生存保険金がないときは保険契約者に支払います。
3. 基本保険が払済保険に変更される場合には、変更後の払済保険を新たな基本保険とします。
4. 基本保険の保険期間が変更される場合には、特別増加保険の保険期間もこれにあわせて変更します。

第13条（特別増加保険の保険期間の変更に伴う保険金額の取扱）

特別増加保険の保険期間が変更される場合には、当会社の定める取扱にもとづき、特別増加保険の保険金額を改めます。

第14条（基本保険の普通保険約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、基本保険の普通保険約款の規定を準用します。

第15条（基本保険が保障割増保険または新種保障割増保険である場合の特則）

基本保険が保障割増保険または新種保障割増保険である場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第12条（基本保険の内容変更に伴う特別増加保険の取扱）第1項中「基本保険の保険金額が減額される場合」とあるのは「基本保険の保険金額が減額される場合または基本保険の死亡保険金額が減額される場合」と読み替えます。
- (2) 基本保険が養老保険に変更される場合には、変更後の養老保険を新たな基本保険とします。

第16条（基本保険が特別保障割増保険である場合の特則）

基本保険が特別保障割増保険である場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第12条（基本保険の内容変更に伴う特別増加保険の取扱）第1項中「基本保険の保険金額が減額される場合」とあるのは「基本保険の保険金額が減額される場合または基本保険の災害死亡保険金額および死亡保険金額が減額される場合」と読み替えます。
- (2) 第15条（基本保険が保障割増保険または新種保障割増保険である場合の特則）第2号の規定は、本条の場合に適用します。

第17条（基本保険が特別保障割増保険（S 56）である場合の特則）

基本保険が特別保障割増保険（S 56）である場合には、第15条（基本保険が保障割増保険または新種保障割増保険である場合の特則）第2号の規定を適用します。

第18条（基本保険が終生安泰保険である場合の特則）

基本保険が終生安泰保険である場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1条（特別増加保険の保険金の支払）中「基本保険の満期保険金の受取人」とあるのは「基本保険の生存保険金受取人」と読み替えます。
- (2) 第2条（特約の締結ならびに特別増加保険の責任開始期および保険期間）第3項中「基本保険の保険期間の満了日」とあるのは「基本保険の保険料払込期間の満了日」と読み替えます。
- (3) 第12条（基本保険の内容変更に伴う特別増加保険の取扱）第1項中「基本保険の保険金額が減額される場合」とあるのは「基本保険の保険金額が減額される場合または基本保険の死亡保険金額が減額される場合」と読み替えます。
- (4) 基本保険の保険料払込期間が変更される場合には、特別増加保険の保険期間もこれにあわせて変更します。
- (5) 基本保険が養老保険に変更される場合または養老保険の払済保険に変更される場合には、変更後の養老保険または養老保険の払済保険を新たな基本保険とします。

第19条（基本保険が特別終生安泰保険である場合の特則）

基本保険が特別終生安泰保険である場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1条（特別増加保険の保険金の支払）中「基本保険の満期保険金の受取人」とあるのは「基本保険の累積生存保険金受取人」と読み替えます。
- (2) 第12条（基本保険の内容変更に伴う特別増加保険の取扱）第1項中「基本保険の保険金額が減額される場合」とあるのは「基本保険の保険金額が減額される場合または基本保険の災害死亡保険金額および死亡保険金額が減額される場合」と読み替えます。
- (3) 第18条（基本保険が終生安泰保険である場合の特則）第2号、第4号および第5号の規定は、本条の場合に適用します。

第20条（基本保険が特別終生安泰保険（S 56）または新・特別終生安泰保険である場合の特則）

基本保険が特別終生安泰保険（S 56）または新・特別終生安泰保険である場合には、第18条（基本保険が終生安泰保険である場合の特則）第2号、第4号および第5号ならびに第19条（基本保険が特別終生安泰保険である場合の特則）第1号の規定を適用します。

第21条（基本保険が終身保険である場合の特則）

基本保険が終身保険である場合には、第18条（基本保険が終生安泰保険である場合の特則）第2号および第4号ならびに第19条（基本保険が特別終生安泰保険である場合の特則）第1号の規定を適用します。

第22条（基本保険が新・特別終生安泰保険（S 60）である場合の特則）

基本保険が新・特別終生安泰保険（S 60）である場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1条（特別増加保険の保険金の支払）中「基本保険の満期保険金の受取人」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。
- (2) 第2条（特約の締結ならびに特別増加保険の責任開始期および保険期間）第3項中「基本保険の保険期間の満了日」とあるのは「当会社所定の日」と読み替えます。
- (3) 基本保険の保険料払込期間が変更される場合には、当会社の定める取扱にもとづき、特別増加保険の保険期間を変更することができます。
- (4) 基本保険が年金の支払に移行される場合には、当会社の定める取扱にもとづき、特別増加保険の保険期間を変更することができます。
- (5) 第18条（基本保険が終生安泰保険である場合の特則）第5号の規定は、本条の場合に適用します。

第23条（基本保険が終身保険（S 60）である場合の特則）

基本保険が終身保険（S 60）である場合には、第22条（基本保険が新・特別終生安泰保険（S 60）である場合の特則）第1号から第4号までの規定を適用します。

第24条（基本保険が終身保険（S 62）である場合の特則）

基本保険が終身保険（S 62）である場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（特約の締結ならびに特別増加保険の責任開始期および保険期間）第3項中「基本保険の保険期間の満了日」とあるのは「当会社所定の日」と読み替えます。
- (2) 基本保険が年金、夫婦年金、介護割増年金または夫婦介護割増年金の支払に移行される場合には、当会社の定める取扱にもとづき、特別増加保険の保険期間を変更することができます。
- (3) 第22条（基本保険が新・特別終生安泰保険（S 60）である場合の特則）第1号および第3号の規定は、本条の場合に適用します。

第25条（基本保険が新種終身保険である場合の特則）

基本保険が新種終身保険である場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（特約の締結ならびに特別増加保険の責任開始期および保険期間）第3項中「基本保険の保険期間の満了日」とあるのは「当会社所定の日」と読み替えます。
- (2) 保険料の払込完了特則の規定が適用される場合には、当会社の定める取扱にもとづき、特別増加保険の保険期間を変更することができます。

- (3) 基本保険が年金または夫婦年金の支払に移行される場合には、当会社の定める取扱にもとづき、特別増加保険の保険期間を変更することができます。
- (4) 第22条（基本保険が新・特別終生安泰保険（S 60）である場合の特則）第1号の規定は、本条の場合に適用します。

第26条（基本保険が特定疾病保障終身保険または特定疾病保障終身保険（H 8）である場合の特則）

基本保険が特定疾病保障終身保険または特定疾病保障終身保険（H 8）である場合には、第22条（基本保険が新・特別終生安泰保険（S 60）である場合の特則）第1号および第3号ならびに第24条（基本保険が終身保険（S 62）である場合の特則）第1号の規定を適用します。ただし、保険料払込期間が終身であるときは、第22条第1号ならびに第25条（基本保険が新種終身保険である場合の特則）第1号および第2号の規定を適用します。

第27条（基本保険が定期保険、特定疾病保障定期保険または特定疾病保障定期保険（H 8）である場合の特則）

基本保険が定期保険、特定疾病保障定期保険または特定疾病保障定期保険（H 8）である場合には、第1条（特別増加保険の保険金の支払）中「基本保険の満期保険金の受取人」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。

第28条（基本保険が遺族保障付個人年金保険である場合の特則）

基本保険が遺族保障付個人年金保険である場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1条（特別増加保険の保険金の支払）中「基本保険の満期保険金の受取人」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。
- (2) 第2条（特約の締結ならびに特別増加保険の責任開始期および保険期間）第3項中「基本保険の保険期間の満了日」とあるのは「基本保険の年金支払開始日の前日」と読み替えます。
- (3) 第10条（特別増加保険の復旧）第1項中「減額された基本保険が元の保険金額へ復旧される場合」とあるのは「減額された基本保険が元の死亡保険金額へ復旧される場合」と読み替えます。
- (4) 第12条（基本保険の内容変更に伴う特別増加保険の取扱）第1項中「基本保険の保険金額が減額される場合」とあるのは「基本保険の死亡保険金額が減額される場合」と、第4項中「基本保険の保険期間が変更される場合」とあるのは「基本保険の年金支払開始日が変更される場合」と読み替えます。

第29条（基本保険が個人年金保険、個人年金保険（S 62）、個人年金保険（H 8）、生存保障型個人年金保険、5年ごと配当付個人年金保険または5年ごと利差配当付個人年金保険である場合の特則）

基本保険が個人年金保険、個人年金保険（S 62）、個人年金保険（H 8）、生存保障型個人年金保険、5年ごと配当付個人年金保険または5年ごと利差配当付個人年金保険である場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1条（特別増加保険の保険金の支払）中「基本保険の満期保険金の受取人」とあるのは「保険契約者」と、「基本保険の死亡保険金の受取人」とあるのは「基本保険の死亡給付金受取人」と、「基本保険の死亡保険金」とあるのは「基本保険の死亡給付金（基本保険が5年ごと配当付個人年金保険または5年ごと利差配当付個人年金保険である場合は基本保険の死亡給付金または災害死亡給付金）」と読み替えます。
- (2) 第10条（特別増加保険の復旧）第1項中「減額された基本保険が元の保険金額へ復旧される場合」とあるのは「減額された基本保険が元の基本年金額へ復旧される場合」と読み替えます。
- (3) 第12条（基本保険の内容変更に伴う特別増加保険の取扱）第1項中「基本保険の保険金額が減額される場合」とあるのは「基本保険の基本年金額（基本保険が5年ごと配当付個人年金保険または5年ごと利差配当付個人年金保険である場合は基本保険の年金額）が減額される場合」と、第4項中「基本保険の保険期間が変更される場合」とあるのは「基本保険の年金支払開始日が変更される場合」と読み替えます。
- (4) 第28条（基本保険が遺族保障付個人年金保険である場合の特則）第2号の規定は、本条の場合に適用します。

第30条（基本保険が5年ごと配当付終身保険または5年ごと利差配当付終身保険である場合の特則）

基本保険が5年ごと配当付終身保険または5年ごと利差配当付終身保険である場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第22条（基本保険が新・特別終生安泰保険（S 60）である場合の特則）第1号および第3号ならびに第24条（基本保険が終身保険（S 62）である場合の特則）第1号および第2号の規定を適用します。
- (2) 第1号の規定にかかわらず、保険料払込期間が終身であるときは、第22条第1号ならびに第25条（基本保険が新種終身保険である場合の特則）第1号から第3号までの規定を適用します。

第31条（基本保険が5年ごと配当付特定疾病保障終身保険、5年ごと配当付介護年金終身保障保険、5年ごと配当付終身医療保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険、5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険または5年ごと利差配当付終身医療保険である場合の特則）

1. 基本保険が5年ごと配当付特定疾病保障終身保険または5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険である場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 第22条（基本保険が新・特別終生安泰保険（S 60）である場合の特則）第1号および第3号ならびに第24条（基本保険が終身保険（S 62）である場合の特則）第1号の規定を適用します。
 - (2) 第1号の規定にかかわらず、保険料払込期間が終身であるときは、第22条第1号ならびに第25条（基本保険が新種終身保険である場合の特則）第1号および第2号の規定を適用します。
2. 基本保険が5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険である場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 第1項第1号および第2号の規定を適用します。

- (2) 第1条（特別増加保険の保険金の支払）中「基本保険の死亡保険金の受取人」とあるのは「基本保険の死亡給付金受取人」と、「基本保険の死亡保険金が支払われる場合」とあるのは「基本保険の死亡給付金が支払われる場合」と読み替えます。
- (3) 第12条（基本保険の内容変更に伴う特別増加保険の取扱）第1項中「基本保険の保険金額が減額される場合」とあるのは「基本保険の基本介護年金額が減額される場合」と読み替えます。
- (4) 基本保険が年金または夫婦年金の支払に移行される場合には、当会社の定める取扱にもとづき、特別増加保険の保険期間を変更することがあります。
3. 基本保険が5年ごと配当付終身医療保険または5年ごと利差配当付終身医療保険である場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 第1条中「基本保険の死亡保険金の受取人」とあるのは「基本保険の死亡給付金受取人」と、「基本保険の死亡保険金が支払われる場合」とあるのは「基本保険の死亡給付金が支払われる場合」と読み替えます。
- (2) 第12条第1項中「基本保険の保険金額が減額される場合」とあるのは「基本保険の入院給付金日額が減額される場合」と読み替えます。
- (3) 第22条第1号および第3号ならびに第24条第1号の規定を適用します。

第32条（基本保険が5年ごと配当付定期保険、5年ごと配当付特定疾病保障定期保険、5年ごと配当付遞増定期保険、5年ごと配当付更新型終身移行保険、5年ごと配当付新種遞増定期保険、5年ごと利差配当付定期保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険、5年ごと利差配当付遞増定期保険、5年ごと利差配当付更新型終身移行保険または5年ごと利差配当付新種遞増定期保険である場合の特則）

基本保険が5年ごと配当付定期保険、5年ごと配当付特定疾病保障定期保険、5年ごと配当付遞増定期保険、5年ごと配当付更新型終身移行保険、5年ごと配当付新種遞増定期保険、5年ごと利差配当付定期保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険、5年ごと利差配当付遞増定期保険、5年ごと利差配当付更新型終身移行保険または5年ごと利差配当付新種遞増定期保険である場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第27条（基本保険が定期保険、特定疾病保障定期保険または特定疾病保障定期保険（H8）である場合の特則）の規定を適用します。

(2) 基本保険が5年ごと配当付遞増定期保険、5年ごと配当付新種遞増定期保険、5年ごと利差配当付遞増定期保険または5年ごと利差配当付新種遞増定期保険である場合には、第12条（基本保険の内容変更に伴う特別増加保険の取扱）第1項中「基本保険の保険金額が減額される場合」とあるのは「基本保険の保険金額が減額される場合」と読み替えます。

(3) 基本保険が5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険である場合には、つぎのとおりとします。

(7) 第12条第1項中「基本保険の保険金額が減額される場合」とあるのは「基本保険の保険金額、遞減基本保険金額または基本年金額が減額される場合」と読み替えます。

(1) 基本保険が終身保障に移行されたときは、第2条（特約の締結ならびに特別増加保険の責任開始期および保険期間）第3項中「基本保険の保険期間の満了日」とあるのは「当会社所定の日」と読み替えます。

第33条（基本保険が災害倍額定期保険特約（S58）である場合の特則）

基本保険が災害倍額定期保険特約（S58）である場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第1条（特別増加保険の保険金の支払）の規定にかかわらず、特別増加保険の満期保険金の受取人は、保険契約者（主たる保険契約の満期保険金、生存保険金または累積生存保険金とあわせて支払われる場合には、それらの保険金の受取人）とし、それ以外の者に変更することはできません。

(2) 主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）が定期延長保険、払済保険または養老保険に変更されることにより、基本保険が消滅する場合には、第8条（特別増加保険の消滅とみなす場合）の規定にかかわらず、主契約を新たな基本保険とします。

(3) 第2号の場合、消滅した基本保険が復旧されるときは、特別増加保険についても同時に復旧されるものとします。

(4) 第14条（基本保険の普通保険約款の規定の準用）中「基本保険の普通保険約款」とあるのは「基本保険の特約条項」と読み替えます。

第34条（基本保険が定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約である場合の特則）

基本保険が定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約である場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第1条（特別増加保険の保険金の支払）中「基本保険の死亡保険金」とあるのは「基本保険の特約死亡保険金」と、「基本保険の高度障害保険金」とあるのは「基本保険の特約高度障害保険金」と読み替えます。

(2) 第10条（特別増加保険の復旧）第1項中「減額された基本保険が元の保険金額へ復旧される場合」とあるのは「減額された基本保険が元の特約保険金額へ復旧される場合」と読み替えます。

(3) 第12条（基本保険の内容変更に伴う特別増加保険の取扱）第1項中「基本保険の保険金額が減額される場合」とあるのは「基本保険の特約保険金額が減額される場合」と読み替えます。

(4) 主契約が定期延長保険または払済保険に変更されることにより、基本保険が消滅する場合には、第8条（特別増加保険の消滅とみなす場合）の規定にかかわらず、主契約を新たな基本保険とします。

(5) 第4号の場合、消滅した基本保険が復旧されるときは、特別増加保険についても同時に復旧されるものとします。

(6) 第33条（基本保険が災害倍額定期保険特約（S58）である場合の特則）第1号および第4号の規定は、本条の場合に適用します。

第35条（基本保険が終身保険特約である場合の特則）

- 基本保険が終身保険特約である場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 第2条（特約の締結ならびに特別増加保険の責任開始期および保険期間）第3項中「基本保険の保険期間の満了日」とあるのは「当会社所定の日」と読み替えます。
 - (2) 主契約が定期延長保険に変更されることにより、基本保険が消滅する場合には、第8条（特別増加保険の消滅とみなす場合）の規定にかかわらず、主契約を新たな基本保険とします。
 - (3) 主契約が養老保険または養老保険の払済保険に変更されることにより、基本保険が養老保険特約または養老保険特約の払済保険に変更される場合には、変更後の養老保険特約または養老保険特約の払済保険を新たな基本保険とします。
 - (4) 払済保険変更後の基本保険の特約保険金額が当会社の定める金額に満たないことにより、基本保険が消滅する場合には、第8条の規定にかかわらず、主契約を新たな基本保険とします。
 - (5) 第4号の場合、消滅した基本保険が復旧されるときは、特別増加保険についても同時に復旧されるものとします。
 - (6) 主契約の保険料払込期間または年金支払開始日が変更される場合には、当会社の定める取扱にもとづき、特別増加保険の保険期間を変更することができます。
 - (7) 主契約が年金、夫婦年金、介護割増年金または夫婦介護割増年金の支払に移行される場合には、当会社の定める取扱にもとづき、特別増加保険の保険期間を変更することができます。
 - (8) 主契約の保険料の支払いが完了される場合には、当会社の定める取扱にもとづき、特別増加保険の保険期間を変更することができます。
 - (9) 第33条（基本保険が災害倍額定期保険特約（S58）である場合の特則）第1号および第4号ならびに第34条（基本保険が定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約である場合の特則）第1号および第3号の規定は、本条の場合に適用します。

第36条（基本保険が特定疾病保障終身保険特約である場合の特則）

- 基本保険が特定疾病保障終身保険特約である場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 主契約の保険料払込期間が変更される場合には、当会社の定める取扱にもとづき、特別増加保険の保険期間を変更することができます。
 - (2) 第33条（基本保険が災害倍額定期保険特約（S58）である場合の特則）第1号および第4号、第34条（基本保険が定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約である場合の特則）第1号および第3号ならびに第35条（基本保険が終身保険特約である場合の特則）第1号、第2号、第4号、第7号および第8号の規定は、本条の場合に適用します。

第37条（基本保険が養老保険特約である場合の特則）

- 基本保険が養老保険特約である場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 第1条（特別増加保険の保険金の支払）中「基本保険の満期保険金」とあるのは「基本保険の特約満期保険金」と、「基本保険の死亡保険金」とあるのは「基本保険の特約死亡保険金」と、「基本保険の高度障害保険金」とあるのは「基本保険の特約高度障害保険金」と読み替えます。
 - (2) 主契約が定期延長保険に変更されることにより、基本保険が消滅する場合には、第8条（特別増加保険の消滅とみなす場合）の規定にかかわらず、主契約を新たな基本保険とします。
 - (3) 払済保険変更後の基本保険の特約保険金額が当会社の定める金額に満たないことにより、基本保険が消滅する場合には、第8条の規定にかかわらず、主契約を新たな基本保険とします。
 - (4) 第2号または第3号の場合、消滅した基本保険が復旧されるときは、特別増加保険についても同時に復旧されるものとします。
 - (5) 主契約が年金、夫婦年金、介護割増年金または夫婦介護割増年金の支払に移行される場合には、当会社の定める取扱にもとづき、特別増加保険の保険期間を変更することができます。
 - (6) 第33条（基本保険が災害倍額定期保険特約（S58）である場合の特則）第4号および第34条（基本保険が定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約である場合の特則）第3号の規定は、本条の場合に適用します。

第38条（基本保険が遞減定期保険特約である場合の特則）

- 基本保険が遞減定期保険特約である場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 第10条（特別増加保険の復旧）第1項中「減額された基本保険が元の保険金額へ復旧される場合」とあるのは「減額された基本保険が元の特約基本保険金額へ復旧される場合」と読み替えます。
 - (2) 第12条（基本保険の内容変更に伴う特別増加保険の取扱）第1項中「基本保険の保険金額が減額される場合」とあるのは「基本保険の特約基本保険金額が減額される場合」と読み替えます。
 - (3) 第33条（基本保険が災害倍額定期保険特約（S58）である場合の特則）第1号および第4号ならびに第34条（基本保険が定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約である場合の特則）第1号、第4号および第5号の規定は、本条の場合に適用します。

第39条（基本保険が年金払生活保障特約または年金払定期保険特約である場合の特則）

- 基本保険が年金払生活保障特約または年金払定期保険特約である場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 第1条（特別増加保険の保険金の支払）中「基本保険の死亡保険金」とあるのは「基本保険の特約遺族年金」と、「基本保険の高度障害保険金」とあるのは「基本保険の特約高度障害年金」と読み替えます。
 - (2) 第10条（特別増加保険の復旧）第1項中「減額された基本保険が元の保険金額へ復旧される場合」とあるのは「減額された基本保険が元の特約基本年金額へ復旧される場合」と読み替えます。

- (3) 第12条（基本保険の内容変更に伴う特別増加保険の取扱）第1項中「基本保険の保険金額が減額される場合」とあるのは「基本保険の特約基本年金額が減額される場合」と読み替えます。
- (4) 第33条（基本保険が災害倍額定期保険特約（S 58）である場合の特則）第1号および第4号ならびに第34条（基本保険が定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約である場合の特則）第4号および第5号の規定は、本条の場合に適用します。

第40条（基本保険が遞減終身保険特約である場合の特則）

- 基本保険が遞減終身保険特約である場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 第12条（基本保険の内容変更に伴う特別増加保険の取扱）第1項中「基本保険の保険金額が減額される場合」とあるのは「基本保険の特約基本保険金額が減額される場合」と読み替えます。
 - (2) 主契約の保険料払込期間が変更される場合には、当会社の定める取扱にもとづき、特別増加保険の保険期間を変更することができます。
 - (3) 第33条（基本保険が災害倍額定期保険特約（S 58）である場合の特則）第1号および第4号、第34条（基本保険が定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約である場合の特則）第1号および第4号ならびに第35条（基本保険が終身保険特約である場合の特則）第1号、第7号および第8号の規定は、本条の場合に適用します。

第41条（基本保険が一時払年金増額特約または一時払年金増額特約（S 62）である場合の特則）

- 基本保険が一時払年金増額特約または一時払年金増額特約（S 62）である場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 第1条（特別増加保険の保険金の支払）中「基本保険の死亡保険金」とあるのは「基本保険の特約死亡給付金」と、「基本保険の高度障害保険金」とあるのは「基本保険の特約高度障害給付金」と読み替えます。
 - (2) 第1条の規定にかかわらず、特別増加保険の満期保険金の受取人は、保険契約者とし、それ以外の者に変更することはできません。
 - (3) 第2条（特約の締結ならびに特別増加保険の責任開始期および保険期間）第3項中「基本保険の保険期間の満了日」とあるのは「基本保険の特約年金支払開始日の前日」と読み替えます。
 - (4) 第12条（基本保険の内容変更に伴う特別増加保険の取扱）第1項中「基本保険の保険金額が減額される場合」とあるのは「基本保険の特約基本年金額が減額される場合」と読み替えます。
 - (5) 主契約が払済保険に変更されることにより、基本保険が消滅する場合には、第8条（特別増加保険の消滅とみなす場合）の規定にかかわらず、主契約を新たな基本保険とします。
 - (6) 第5号の場合、消滅した基本保険が復旧されるときは、特別増加保険についても同時に復旧されるものとします。
 - (7) 第33条（基本保険が災害倍額定期保険特約（S 58）である場合の特則）第4号の規定は、本条の場合に適用します。

第42条（基本保険が年金増額特約、生存保障型年金増額特約または変額年金積立金増額特約（一般勘定運用型）である場合の特則）

- 1. 基本保険が年金増額特約または生存保障型年金増額特約である場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 第1条（特別増加保険の保険金の支払）中「基本保険の死亡保険金」とあるのは「基本保険の死亡給付金」と読み替えます。
 - (2) 第33条（基本保険が災害倍額定期保険特約（S 58）である場合の特則）第4号および第41条（基本保険が一時払年金増額特約または一時払年金増額特約（S 62）である場合の特則）第2号から第5号までの規定は、本項の場合に適用します。
- 2. 基本保険が変額年金積立金増額特約（一般勘定運用型）である場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 第1条（特別増加保険の保険金の支払）中「基本保険の死亡保険金」とあるのは「基本保険の特約死亡給付金または特約災害死亡給付金」と読み替えます。
 - (2) 第12条（基本保険の内容変更に伴う特別増加保険の取扱）第1項中「基本保険の保険金額が減額される場合」とあるのは「基本保険の特約基本保険金額が減額される場合」と読み替えます。
 - (3) 第33条第4号および第41条第2号の規定は、本項の場合に適用します。

第43条（基本保険が5年ごと配当付定期保険特約、5年ごと配当付特定疾病保障定期保険特約、5年ごと利差配当付定期保険特約または5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約である場合の特則）

基本保険が5年ごと配当付定期保険特約、5年ごと配当付特定疾病保障定期保険特約、5年ごと利差配当付定期保険特約または5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約である場合には、第33条（基本保険が災害倍額定期保険特約（S 58）である場合の特則）第1号および第4号ならびに第34条（基本保険が定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約である場合の特則）第1号から第4号までの規定を適用します。

第44条（基本保険が5年ごと配当付終身保険特約または5年ごと利差配当付終身保険特約である場合の特則）

- 基本保険が5年ごと配当付終身保険特約または5年ごと利差配当付終身保険特約である場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 主契約の保険料払込期間が変更される場合には、当会社の定める取扱にもとづき、特別増加保険の保険期間を変更することができます。
 - (2) 第33条（基本保険が災害倍額定期保険特約（S 58）である場合の特則）第1号および第4号、第34条（基本保険が定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約である場合の特則）第1号および第3号ならびに第35条（基本保険が終身保険特約である場合の特則）第1号、第4号、第7号および第8号の規定は、本条の場合に適用します。

第45条（基本保険が5年ごと配当付特定疾病保障終身保険特約または5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険特約である場合の特則）

基本保険が5年ごと配当付特定疾病保障終身保険特約または5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険特約である場合には、第33条（基本保険が災害倍額定期保険特約（S58）である場合の特則）第1号および第4号、第34条（基本保険が定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約である場合の特則）第1号および第3号、第35条（基本保険が終身保険特約である場合の特則）第1号、第2号、第4号、第7号および第8号ならびに第36条（基本保険が特定疾病保障終身保険特約である場合の特則）第1号の規定を適用します。

第46条（基本保険が5年ごと配当付養老保険特約または5年ごと利差配当付養老保険特約である場合の特則）

基本保険が5年ごと配当付養老保険特約または5年ごと利差配当付養老保険特約である場合には、第33条（基本保険が災害倍額定期保険特約（S58）である場合の特則）第4号、第34条（基本保険が定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約である場合の特則）第3号ならびに第37条（基本保険が養老保険特約である場合の特則）第1号、第3号および第5号の規定を適用します。

第47条（基本保険が5年ごと配当付遞減定期保険特約または5年ごと利差配当付遞減定期保険特約である場合の特則）

基本保険が5年ごと配当付遞減定期保険特約または5年ごと利差配当付遞減定期保険特約である場合には、第33条（基本保険が災害倍額定期保険特約（S58）である場合の特則）第1号および第4号、第34条（基本保険が定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約である場合の特則）第1号、第4号および第5号ならびに第38条（基本保険が遞減定期保険特約である場合の特則）第2号の規定を適用します。

第48条（基本保険が5年ごと配当付年金払定期保険特約、5年ごと配当付遺族収入保障特約、5年ごと利差配当付生活保障特約、5年ごと利差配当付年金払定期保険特約または5年ごと利差配当付年金払介護保障定期保険特約である場合の特則）

基本保険が5年ごと配当付年金払定期保険特約、5年ごと配当付遺族収入保障特約、5年ごと利差配当付生活保障特約、5年ごと利差配当付年金払定期保険特約または5年ごと利差配当付年金払介護保障定期保険特約である場合には、第33条（基本保険が災害倍額定期保険特約（S58）である場合の特則）第1号および第4号、第34条（基本保険が定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約である場合の特則）第4号および第5号ならびに第39条（基本保険が年金払生活保障特約または年金払定期保険特約である場合の特則）第1号および第3号の規定を適用します。

第49条（基本保険が障害保障特約、5年ごと配当付障害保障特約または5年ごと利差配当付障害保障特約である場合の特則）

基本保険が障害保障特約、5年ごと配当付障害保障特約または5年ごと利差配当付障害保障特約である場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1条（特別増加保険の保険金の支払）中「基本保険の死亡保険金」とあるのは「基本保険の特約死亡保険金」と、「基本保険の高度障害保険金」とあるのは「基本保険の特約障害保険金」と読み替えます。
- (2) 第33条（基本保険が災害倍額定期保険特約（S58）である場合の特則）第1号および第4号ならびに第34条（基本保険が定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約である場合の特則）第2号から第5号までの規定は、本条の場合に適用します。

第50条（基本保険が5年ごと配当付遞減終身保険特約または5年ごと利差配当付遞減終身保険特約である場合の特則）

基本保険が5年ごと配当付遞減終身保険特約または5年ごと利差配当付遞減終身保険特約である場合には、第33条（基本保険が災害倍額定期保険特約（S58）である場合の特則）第1号および第4号、第34条（基本保険が定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約である場合の特則）第1号および第4号、第35条（基本保険が終身保険特約である場合の特則）第1号、第7号および第8号ならびに第40条（基本保険が遞減終身保険特約である場合の特則）第1号および第2号の規定を適用します。

第51条（基本保険が5年ごと配当付一時払積立保険特約または5年ごと利差配当付一時払積立保険特約である場合の特則）

基本保険が5年ごと配当付一時払積立保険特約または5年ごと利差配当付一時払積立保険特約である場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1条（特別増加保険の保険金の支払）中「基本保険の死亡保険金」とあるのは「基本保険の特約死亡給付金」と、「基本保険の高度障害保険金」とあるのは「基本保険の特約高度障害給付金」と読み替えます。
- (2) 第12条（基本保険の内容変更に伴う特別増加保険の取扱）第1項中「基本保険の保険金額が減額される場合」とあるのは「基本保険の特約満期保険金額が減額される場合」と読み替えます。
- (3) 第33条（基本保険が災害倍額定期保険特約（S58）である場合の特則）第4号の規定は、本条の場合に適用します。

第52条（基本保険が5年ごと配当付特定状態収入保障特約または5年ごと利差配当付特定状態収入保障特約である場合の特則）

基本保険が5年ごと配当付特定状態収入保障特約または5年ごと利差配当付特定状態収入保障特約である場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1条（特別増加保険の保険金の支払）中「基本保険の死亡保険金」とあるのは「基本保険の特約死亡給付金」と、「基本保険の高度障害保険金」とあるのは「基本保険の第1回の特約障害年金」と読み替えます。
- (2) 第12条（基本保険の内容変更に伴う特別増加保険の取扱）第1項中「基本保険の保険金額が減額される場合」とあ

るのは「基本保険の特約年金額が減額される場合」と読み替えます。

- (3) 第33条（基本保険が災害倍額定期保険特約（S58）である場合の特則）第1号および第4号ならびに第34条（基本保険が定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約である場合の特則）第4号および第5号の規定は、本条の場合に適用します。

第53条（基本保険が引出機能付災害6割加算型変額年金保険等から移行した終身積立保険である場合の特則）

基本保険が引出機能付災害6割加算型変額年金保険、引出機能付災害4割加算型変額年金保険、引出機能付災害2割加算型変額年金保険、災害5割加算型変額年金保険、災害3割加算型変額年金保険、災害1割加算型変額年金保険または引出機能付災害2割加算型変額年金保険（H16）から移行した終身積立保険である場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1条（特別増加保険の保険金の支払）中「基本保険の満期保険金の受取人」とあるのは「保険契約者」と、「基本保険の死亡保険金の受取人」とあるのは「基本保険の死亡保険金受取人」と、「基本保険の死亡保険金」とあるのは「基本保険の死亡保険金または災害死亡保険金」と読み替えます。
- (2) 第2条（特約の締結ならびに特別増加保険の責任開始期および保険期間）第3項中「基本保険の保険期間の満了日」とあるのは「当会社所定の日」と読み替えます。
- (3) 第3条（特別増加保険の保険料）第2項中「年単位の契約応当日」とあるのは「移行日の年単位の応当日」と読み替えます。
- (4) 第12条（基本保険の内容変更に伴う特別増加保険の取扱）第1項中「基本保険の保険金額が減額される場合」とあるのは「基本保険の移行後基本保険金額が減額される場合」と読み替えます。
- (5) 第14条（基本保険の普通保険約款の規定の準用）中「基本保険の普通保険約款」とあるのは「変額年金用終身積立保険移行特約（一般勘定運用型）条項」と読み替えます。

第54条（基本保険が5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約である場合の特則）

基本保険が5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約である場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 基本保険の保険期間を年満期で定めたとき

第33条（基本保険が災害倍額定期保険特約（S58）である場合の特則）第1号および第4号ならびに第34条（基本保険が定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約である場合の特則）第1号、第3号および第4号の規定は、本号の場合に適用します。

- (2) 基本保険の保険期間を終身としたとき

第33条第1号および第4号、第34条第1号、第3号および第4号、第35条（基本保険が終身保険特約である場合の特則）第1号、第7号および第8号ならびに第36条（基本保険が特定疾病保障終身保険特約である場合の特則）第1号の規定は、本号の場合に適用します。

第55条（基本保険において特定疾病保険金等が支払われる場合の特別取扱）

基本保険において特定疾病保険金等（特約特定疾病保険金、特約障害保険金、特約介護保険金、特約指定疾病保険金、介護年金、特約特定疾病年金、特約障害年金または特約介護年金を含みます。以下同じ。）が支払われる場合には、特別増加保険の責任準備金を特定疾病保険金等とあわせてその受取人に支払います。

第56条（転換にかかる特別取扱）

基本保険が転換される場合、特別増加保険（契約者配当金特殊支払特則による賃増保険を加えて取り扱います。）についてはつぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 転換後契約の主契約（転換価格を転換後契約の特約に充当する場合には、転換後契約の主契約および転換価格を充当する特約）を新たな基本保険とします。この場合、当会社の定める取扱にもとづき、特別増加保険の保険期間および保険金額を定めます。
- (2) 第1号の場合、第2条（特約の締結ならびに特別増加保険の責任開始期および保険期間）第2項の規定にかかわらず、特別増加保険の責任が開始される日は、転換後契約の契約日とします。
- (3) 第1号および第2号の規定にかかわらず、転換後契約が無配当終身医療保険の場合には、特別増加保険（契約者配当金特殊支払特則による賃増保険を加えて取り扱います。以下本条において同じ。）の責任準備金を転換後契約の主契約の責任準備金に充当します。この場合、特別増加保険については、転換後契約の主契約締結時の責任開始期に消滅するものとします。
- (4) 転換後契約が被転換契約に復旧される場合には、特別増加保険についても同時に復旧されるものとします。

第57条（終身保障変更にかかる特別取扱）

1. 基本保険の一部について終身保障変更が行われる場合、基本保険のうち残存する部分について当会社の定める取扱にもとづき、特別増加保険（契約者配当金特殊支払特則による賃増保険を加えて取り扱います。）の保険金額を改めます。
2. 第1項の場合、被変更部分に対する特別増加保険（契約者配当金特殊支払特則による賃増保険を加えて取り扱います。）についてはつぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 変更後契約の主契約を新たな基本保険とします。この場合、当会社の定める取扱にもとづき、特別増加保険の保険期間および保険金額を定めます。
- (2) 第1号の場合、第2条（特約の締結ならびに特別増加保険の責任開始期および保険期間）第2項の規定にかかわらず、特別増加保険の責任が開始される日は、変更後契約の契約日とします。

- (3) 第1号および第2号の規定にかかわらず、変更後契約が無配当終身医療保険の場合には、被変更部分に対する特別増加保険（契約者配当金特殊支払特則による賃増保険を加えて取り扱います。以下本項において同じ。）の責任準備金を変更後契約の主契約の責任準備金に充当します。この場合、被変更部分に対する特別増加保険については、変更後契約の主契約締結時の責任開始期に消滅するものとします。
- (4) 変更後契約が被変更部分に相当する保険契約に復旧される場合には、特別増加保険についても同時に復旧されるものとします。

第58条（リビング・ニーズ特約にかかる特別取扱）

リビング・ニーズ特約条項の規定により、基本保険において特定状態保険金にかかる指定が行われ、かつ、特定状態保険金が支払われる場合、特別増加保険についてはつぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 基本保険の指定保険金額に対応する特別増加保険の保険金額から当会社所定の利息を差し引いた金額を、特定状態保険金とあわせてその受取人に支払います。
- (2) 特別増加保険の保険金額は、元の保険金額から第1号に定める基本保険の指定保険金額に対応する保険金額を差し引いた金額に改めます。